

令和3年度 医師不足に関する調査実施要領

1 調査の目的

平成31年4月1日に施行された医療法の改正に伴い、令和2年3月に策定した「三重県医師確保計画」に基づいて、地域枠医師や医師修学資金の貸与を受けた医師が、医師少数区域等における地域医療への貢献と専門医の取得といった医師の能力開発・向上の両立が図られるようにキャリア形成支援を行っているところである。

これらの医師が、医師少数区域等での勤務先や勤務時期等について検討するにあたり、病院における診療科ごとの医師不足の状況や、受入可能な医師数等の調査を行い、医師の派遣調整を行う際の協議資料とすることを目的とする。

2 調査の方法

(1) 調査対象病院：三重県が選定する医師少数区域等の病院*

※対象病院および医師少数区域等の範囲については参考資料参照

(2) 調査する診療科：標榜する全ての診療科

(3) 調査時点：令和3年9月1日時点

※患者数に関する内容（3②③④）は令和2年度実績とする

(4) 調査方法：郵送調査（回答はインターネットメール）

3 調査の内容

診療科ごとの医師数及び医師不足の状況

- ①診療科名
- ②入院患者のべ数
- ③外来患者のべ数
- ④外来診療実日数
- ⑤現状の医師数
- ⑥病院が考える現状の医師不足数
- ⑦不足する医師数のうち、令和4年度に受入可能な医師数

※診療制限を行っている場合は以下⑧～⑫を含む

診療制限の状況

- ⑧診療制限の開始時期
- ⑨診療制限の内容
- ⑩診療制限前の医師数
- ⑪診療科の機能維持のため最低限必要な医師数
- ⑫診療制限の原因となった医師不足の理由

令和3年度 医師不足に関する調査票

記入要領

1 診療科ごとの医師数及び医師不足の状況

●標榜する全ての診療科（令和3年9月1日現在）についてご記入ください。

①診療科名（令和3年9月1日現在）

診療科名をプルダウンリストから選択（大分類・小分類）してください。

選択肢が無い場合は、その他の診療科欄へ具体的にご記入ください。

②入院患者のべ数（令和2年度）

令和2年度間における毎日24時現在に在院している患者数の合計について、診療科ごとにご記入ください。

③外来患者のべ数（令和2年度）

令和2年度間における毎日の新来、再来、往診、巡回診療、健康診断の数を合計した数について、診療科ごとにご記入ください。

④外来診療実日数（令和2年度）

令和2年度間における外来診療を行った実日数について、診療科ごとにご記入ください。

⑤現状の医師数（令和3年9月1日現在）

令和3年9月1日現在の医師数を、診療科ごとにご記入ください。

○職員の数え方

職員数は、有給・無給を問わず令和3年9月1日現在に当該医療施設に在籍する者を計上します。現在欠勤者であっても在籍している人員について計上します。

○常勤

常勤職員とは、貴院で定められた勤務時間をすべて勤務する者をいいます。ただし、貴院で定めた1週間の勤務時間が32時間未満の場合は、32時間以上勤務している者を常勤として計上し、その他は非常勤として計上します。

また、常勤医師数のうち、三重大学からの派遣人数^{*}、他県の大学からの派遣人数についてご記入ください。

※ 医局からの派遣を含みます

○非常勤

非常勤職員とは、貴院と雇用関係にあつて上記の常勤でない職員をいいます。

常勤換算後の人数については、貴院の1週間の所定労働時間を基本として、下記のように常勤換算して小数点第1位まで（小数点第2位を四捨五入）をご記入ください。

例：1週間の通常の勤務時間が40時間の病院で、週2日（各日3時間）勤務の医師が1人と、週3日（各日5時間）勤務の医師が2人いる場合（所定の勤務時間数を超えて行われた時間外勤務は含みません）

非常勤医師数

$$= \{ (2日 \times 3時間 \times 1人) + (3日 \times 5時間 \times 2人) \} \div 40時間 = 0.9人$$

なお、非常勤職員が月単位で管理をされている場合には、1か月の所定労働時間を用いて、1か月の勤務時間について常勤換算して計上してください。

また、非常勤医師数のうち、三重大学からの派遣人数[※]、他県の大学からの派遣人数についてご記入ください。

※ 医局からの派遣を含みます

○当直可能医師数（非常勤を含む）

令和3年9月1日現在、当直可能な医師数を常勤、非常勤を含めてご記入ください。

⑥病院が考える医師不足数

○常勤で不足する医師数【ア】

病院が考える常勤の不足医師数をご記入ください。

○非常勤で不足する医師数【イ】

病院が考える非常勤の不足医師数をご記入ください。

○現状の課題等

医師不足による現状の課題や影響などをご記入ください。

⑦医師不足数に対する令和4年度の受入可能医師数

⑥【ア】【イ】により記入した不足医師数のうち、令和4年度の受入可能な医師数を、常勤・非常勤ごとにご記入下さい。

また、非常勤の勤務内容について、記入例を参考にしていただき、具体的にご記入ください。

例：週1回、土曜日の夜間当直（17時15分～8時30分）

週1回、日曜日の日直（8時間）

週1回、平日の日勤（8時間） など

＜診療制限を行っている診療科がある場合＞

医師不足を理由に診療制限を行っている診療科についてお聞きします。

別紙「診療制限としてカウントする事例」にもとづいて該当の有無を判断していただき、**該当がある場合のみ記入してください。**

⑧診療制限の時期

診療制限を開始した時期をご記入ください。

⑨診療制限の内容

プルダウンリストから最大3つまで選択してください。選択肢に無い場合はその他記入欄にご記入ください。

⑩診療制限前の医師数

診療制限前の医師数をご記入ください。

非常勤は常勤換算後の人数をご記入ください。

⑪診療科の機能維持のため最低限必要な医師数

病院が考える診療科の機能維持のための最低限必要な医師数を常勤換算でご記入ください。

⑫診療制限の原因となった医師不足の理由

医師不足となった原因について、該当する選択肢に○をご記入下さい（複数回答可）また、選択肢に無い場合は、その他欄に具体的にご記入ください。

別紙 診療制限としてカウントする事例

診療制限の内容	事 例
1 診療科の全面休止	医師不足で診療科休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
2 入院診療の休止	医師不足で入院診療休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
3 入院診療の制限	医師不足で入院診療制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
4 分娩対応の休止	医師不足で分娩対応休止中だが、医師の補充がされれば再開する場合
5 分娩数の制限	医師不足で分娩数の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
6 時間外救急患者受入制限	医師不足で時間外救急患者受入の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
7 診療日数縮小	医師不足で診療日数縮小中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
8 診療時間縮小	医師不足で診療時間の縮小中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
9 初診患者受入制限	医師不足で初診患者受入の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
10 内視鏡など検査の制限	医師不足で検査の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
11 麻酔科医の不足による手術制限	医師不足で手術の制限中だが、医師の補充がされれば制限を解く場合
12 その他	上記以外

※「麻酔科医の不足による手術制限」については、各診療科における麻酔科医の不足による手術制限の該当がある場合に回答してください。各診療科で該当ありとされた「麻酔科医の不足による手術制限」の項目については、各診療科では集計せずに、麻酔科の診療制限として集計します。

診療制限としてカウントしない事例

- 過去、診療制限として報告していたが、制限した結果、患者数などから勘案し、制限後の診療時間、休止などが適正とみなされる場合
- 病診連携または病病連携により、診療科の診療時間の短縮または休止などが行われる場合
- 全面休止等の診療制限を行っている診療科の医師の募集を行っておらず、その診療科を再開等する予定をしていない場合
- 初診患者で、紹介状なしにより、受診時に選定療養費を徴収する場合

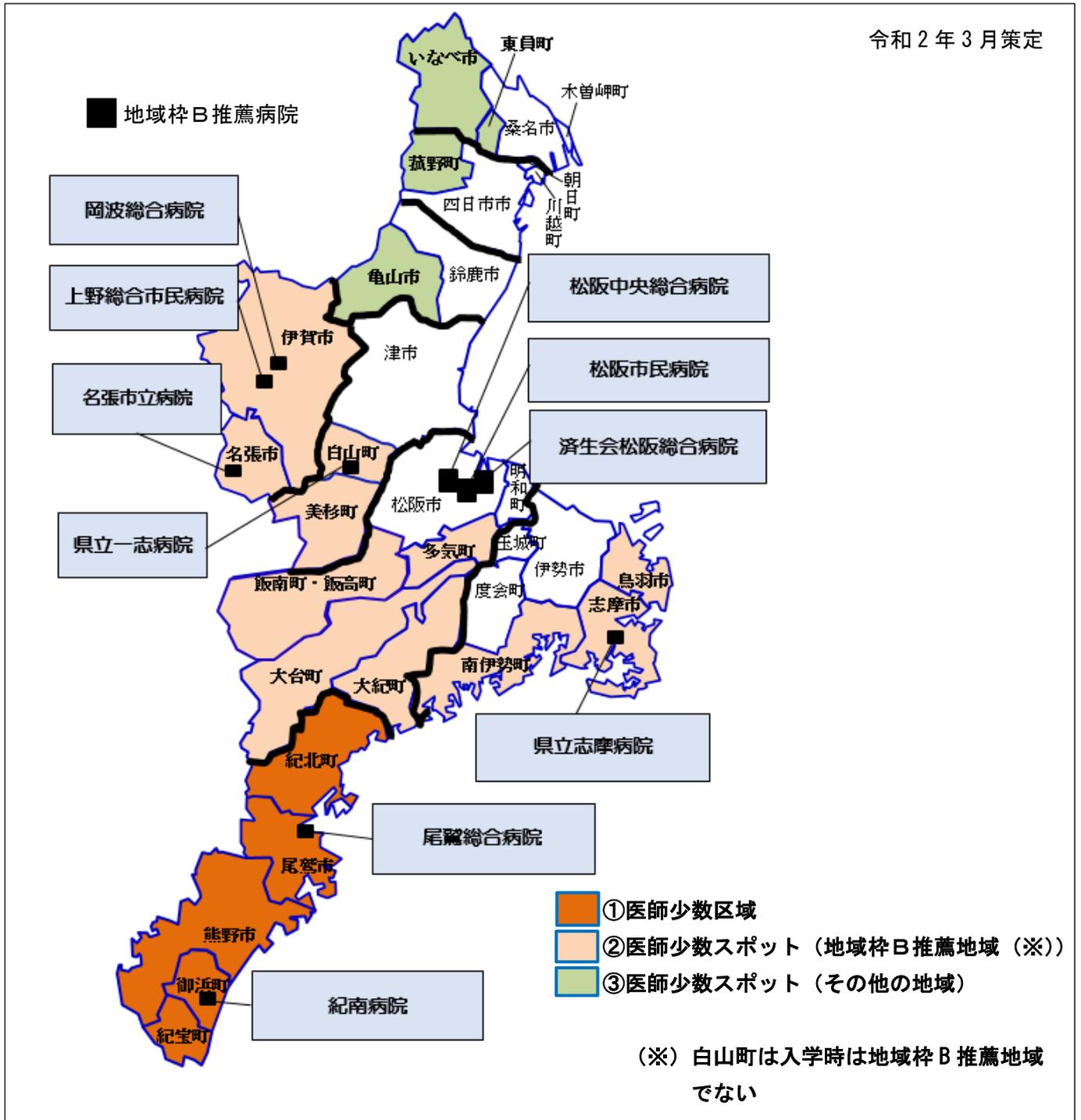
(参考資料) 医師不足に関する調査 調査対象医療機関

対象病院： 三重県医師確保計画に定める医師少数区域および医師少数スポット内に所在する医師修学資金返還免除施設でかつ県内の専門研修プログラムにおける研修病院

構想区域	市町名	NO	名称	医師少数区域 医師少数スポット	民間	公立 公的	医師修学資金 返還免除施設区分	専門研修 プログラム 施設	備考
桑員	いなべ市	1	いなべ総合病院	医師少数スポット (その他地域)		○	救急告示病院	○	
	いなべ市	2	日下病院		○		救急告示病院	○	
	東員町	3	大仲さつき病院		○		精神科救急医療施設	○	
三泗	菰野町	4	菰野厚生病院			○	救急告示病院	○	
鈴亀	亀山市	5	亀山市立医療センター			○	救急告示病院	○	
津	津市(白山町)	6	県立一志病院	医師少数スポット (地域枠B推薦地域)		○	救急告示病院	○	
伊賀	名張市	7	名張市立病院			○	救急告示病院	○	地域枠B推薦病院
	伊賀市	8	岡波総合病院		○		救急告示病院	○	地域枠B推薦病院
		9	上野総合市民病院			○	救急告示病院	○	地域枠B推薦病院
伊賀市	10	信貴山病院分院上野病院	○			精神科救急医療施設	○		
松阪	大台町	11	大台厚生病院		○	救急告示病院	○		
伊勢志摩	志摩市	12	三重県立志摩病院		○	救急告示病院	○	地域枠B推薦病院	
		13	志摩市民病院		○	救急告示病院	○		
	南伊勢町	14	町立南伊勢病院		○	救急告示病院	○		
東紀州	尾鷲市	15	尾鷲総合病院	医師少数区域		○	救急告示病院	○	地域枠B推薦病院
	熊野市	16	医療法人紀南会熊野病院		○		精神科救急医療施設	○	
	紀北町	17	長島回生病院		○		救急告示病院	○	
	御浜町	18	紀南病院			○	救急告示病院	○	地域枠B推薦病院

(参考資料) 三重県医師確保計画に定める医師少数区域・医師少数スポット

令和2年3月策定



○ 医師少数区域等 (市町名)

① 医師少数区域

・ 紀北町 ・ 尾鷲市 ・ 熊野市 ・ 御浜町 ・ 紀宝町

② 医師少数スポット (地域枠B推薦地域)

・ 津市 (白山町 (※)、美杉町) ・ 伊賀市 ・ 名張市
・ 松阪市 (飯南町、飯高町) ・ 多気町 ・ 大台町 ・ 大紀町
・ 鳥羽市 ・ 志摩市 ・ 南伊勢町

(※) 入学時は地域枠B推薦地域でない

③ 医師少数スポット (その他の地域)

・ いなべ市、東員町、菰野町、亀山市